

令和 7 年度における「自ら評価」案件候補の審議結果について (概要)

○案件候補については、ウェブサイトにより広く国民から募集したほか、食品安全モニター、地方公共団体の食品安全担当職員および専門委員からも募集した結果、7 件の提案が寄せられ、第 46 回企画等専門調査会 (令和 7 年 11 月 12 日) で審議した結果、下記 1 件に絞り込まれた。

○第 47 回企画等専門調査会 (令和 8 年 2 月 13 日) における審議結果は次のとおり。

	案件候補	審議結果	審議の内容
1	無機ヒ素	評価案件として見送る (情報収集を継続する)	<p>前回調査会における議論を踏まえ、自ら評価の案件候補として検討を継続する対象となっており、無機ヒ素に関する近年の国際的な評価動向および我が国における対応状況について、追加的に整理した情報が事務局から提示された上で、改めて検討が行われた。</p> <p>事務局からは、過去に評価を実施しているものの、耐容一日摂取量 (TDI) の設定には至っていないこと、その理由として、疫学研究におけるばく露量推定の不確実性、飲料水汚染地域のデータを日本人の食生活に適用することの妥当性、有害影響の発現メカニズムに関する知見の不足といった課題が指摘されていたことが改めて整理された。</p> <p>あわせて、近年の国際的評価として、米国環境保護庁 (EPA) 及び欧州食品安全機関 (EFSA) の評価では、2013 年以降に公表された疫学研究を基に、虚血性心疾患や糖尿病といった非発がん影響をエンドポイントとしたベンチマークドーズ (BMDL) の設定が行われている点が注目点として示された。また、尿中ヒ素濃度などの生体指標を摂取量に換算し、飲料水由来ばく露データと統合した解析手法が用いられていることが説明された。一方、JECFA の最新評価については、評価結果の結論は公表されているものの、評価の根拠となった解析手法や詳細なデータは現時点で公表されておらず、その内容を十分に精査することが困難である状況にあることが共有された。</p> <p>また、我が国におけるリスク管理の取組として、農林水産省等により、コメやヒジキを中心とした摂取量の低減対策や含有実態調査が継続的に実施されている状況が報告された。</p> <p>これらの議論を踏まえ、有害性そのものは明らかである一方で、現時点において、過去の評価で指摘された課題が新たな科学的知見により十分に解消されているかどうかについては、慎重な</p>

		<p>確認が必要であるとの認識が共有された。特に、国際評価で用いられた疫学データや解析モデルが、日本人の食生活やばく露実態にどの程度適用可能であるかについては、専門的な精査が不可欠であるとされた。</p> <p>このため、令和7年度においては、無機ヒ素を食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件としては選定せず、まずは疫学、ばく露モデルをはじめさまざまな分野の専門家を含む体制を整備した上で、諸外国の最新の評価における新たな科学的根拠や解析手法について精査を行うなど、必要な科学的知見の充足状況についての情報収集を継続することとされた。</p>
--	--	---

以上